

安全装置等導入促進助成金運用要領

令和 3 年 2 月 2 6 日
岡山県トラック交通共済協同組合

1 目的

この要領は、岡山県トラック交通共済協同組合が行う、組合員所有の契約車両の交通事故防止を目的として、組合員の安全装置等の導入を促進するための助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

2 助成対象車両

岡山県トラック交通共済協同組合と共済契約を締結している車両（営業プレートに限る。増車及び代替の場合を含む。）とする。

3 助成対象安全装置等

- ① ドライブレコーダー（含む解析機器・ソフト）
- ② デジタルタコグラフ（含む解析機器・ソフト）
- ③ 音声警報装置
- ④ バックアイカメラ
- ⑤ 衝突被害軽減ブレーキ装置
- ⑥ アルコール検知器
- ⑦ 眠気防止機器（眠気を予兆検知し注意を運転者へ促す等の装置）

※ 機器メーカー・機種等の指定はしない。

4 助成額

前記 3 に記載の助成対象安全装置等すべてについて 1 台（機）当たり一律 1 万 5 千円とする。ただし、1 万 5 千円以下の場合は、当該金額を助成するものとする。

5 助成限度額

- ① 契約車両数が 5 0 台以上(注 1)の組合員については、1 組合員当たり 1 5 万円
- ② 上記以外の組合員については、1 組合員当たり 7 万 5 千円

(注 1) 契約車両数については、対人または対物契約のいずれかの契約台数が 5 0 台以上とする。

6 助成申請手続き

助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付申請書」(別記様式1)により、令和3年12月28日までに、岡山県トラック交通共済協同組合事務局(以下「事務局」という。)に対して申請しなければならない。

なお、申請額が予算額に達した場合は、原則としてその時点で申請受付を終了するものとする。

7 申請手続き

前記6による事務局に対する申請は、ファックスにより申請するものとする。

8 助成金交付決定

前記6による申請があった場合は、事務局において申請書等の審査を行い、当該申請が適正であると認めた場合は、事務局は、申請者に対して助成金交付決定の旨を速やかに通知するものとする。

9 装置の装着

助成の対象となる装置は、令和2年4月1日から令和4年1月末日までに装着を完了した装置とする。

なお、事務局から助成金交付決定の通知を受けた申請者は、原則として決定通知を受けた日から2ヵ月以内に装着しなければならないこととする。

10 助成金の請求及び交付

申請者は、当該装置の装着が完了したときは、「助成金交付請求書」(別記様式2)により、速やかに(最終期限令和4年2月末日)事務局に対して助成金を請求するものとする。

前記助成金の交付請求を受けた事務局は、速やかに同請求書の内容等を審査し、適正と認めた場合は、申請者に対して、助成金を交付するものとする。

なお、事務局は、助成金を交付した場合は、事故防止対策委員会において、助成金の交付について報告するものとする。

11 その他

当該助成により装着した装置は、装着をした日から1年を経過するまでの間は、当該装置を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付及び担保に供してはならない。

また、交付決定後に、申請内容の変更または申請の取下げをするときは、速やかに事務局に対して、その旨報告しなければならない。

本要領は、令和3年4月1日より施行する。